

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2020年度 パフォーマンス向上会議情報(2020年9月4日(金)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年9月4日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

| 番号 | 不適合内容 | グレード | 発見日 |
|----|---|-------|-------|
| 1 | <p>【H6タンクエリア雨水回収タンク移送ポンプの地絡について】 H6タンクエリア雨水回収タンク移送ポンプの確認運転時において、起動操作後、過負荷警報および地絡警報が発生。 ポンプ、逆止弁、ストレーナの状態で異常はなかったが、電動機用ケーブル、制御回路ケーブルの絶縁抵抗測定および電磁開閉器の外観点検を実施したところ、電磁開閉器の不良を確認。 原因は、漏電しゃ断器の動作確認時に使用した相間短絡板を取り外さずに電動機ケーブルを結線し、ポンプ起動操作をおこなったことにより、相間短絡が発生し、電磁開閉器が焼付き、過負荷および地絡に至ったものと推定。 短絡板の取り外し、および電磁開閉器の交換を実施済。</p> | G III | 8月31日 |
| 2 | <p>【工所用資機材仮置表示と工事表示札の記載に相違について】 H1タンクエリア東側付近に仮置きしていた汚染廃棄物コンテナについて、工所用資機材仮置表示とコンテナの工事表示札の記載の相違を、保安検査官の気付きによる指摘にて確認。 原因は、3号機原子炉建屋開口部防水化工事のコンテナを当社監理員が、当初他の工事で使用している工所用資機材仮置場に追加で仮置きするように調整していたが、仮置き申請が変更されていると誤認し、未実施だったもの。 相違確認後、速やかに、当該場所に仮置表示を設置。 なお、その後、工事完了に伴い当該コンテナは搬出済み。</p> | G III | 8月31日 |
| 3 | <p>【委託業務の支払い未実施について】 当該委託業務については、取引先より6月30日付で請求書が提出された。 工事所管箇所は、システムを用いて支払いの手続きを実施したが、8月31日に取引先からの代金未入金の申出があり、支払状況を確認したところ、支払処理が未実施であることが判明した。 9月1日支払処理を実施。 原因は、本来使用するシステムと異なるシステムで処理をした。</p> | G III | 8月31日 |
| 4 | <p>【正門脇絶縁油タンク堰における雨水排水弁シート漏えい※について】 当社社員が、降雨に伴い、絶縁油タンク堰内の雨水排水作業を行なうため現場事前確認をしたところ、前日の雨量に対し堰内の水量が少ないこと、および排水弁下流の油水分離槽の水位が前日確認した時に比べ上昇していることを確認した。 上記状況から堰内雨水排水用の手動弁からシート漏えいし油水分離槽側へ、漏えいしていることを確認。 応急処置として、排水口に閉止を実施。 なお、外部への漏えいはなく影響なし。 今後、点検および修理予定。 ※シート漏えい: 弁内部の隙間から配管内部に漏えいすること。</p> | G III | 9月2日 |
| 5 | <p>【3号機燃料取扱機マストのケーブル損傷について】 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出し作業において、プール壁面付近のラックに収納している燃料を燃料上部のガレキ撤去を行うことを目的にプール北側へ移動していたところ、燃料取扱機マストのケーブルがプール壁面近傍の部材に接触した。 燃料の着座操作には、支障がないことを確認後、操作を継続し燃料をラックに着座させた。 その後、燃料取扱機マストの状況を現場で調査した結果、マスト先端の燃料掴み具の開閉状態を表示する信号用のケーブルが損傷していることを確認した。 今後、修理を行う。</p> | G III | 9月2日 |